

騒音又は振動に係る特定作業

番号	作業の種類
1	板金又は製かんの作業
2	鉄骨又は橋梁の組立ての作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）

備考 騒音に係る特定施設，振動に係る特定施設を設置して行う作業は除く。